

令和5年4月1日から「職長等安全衛生教育」 の対象業種が拡大されます！

労働安全衛生法第60条の規定により、事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育（**職長等安全衛生教育**）を行わなければならないとされています。労働安全衛生法施行令第19条が改正され、その対象業種に、以下の**業種が追加**されます。

・ 食料品製造業

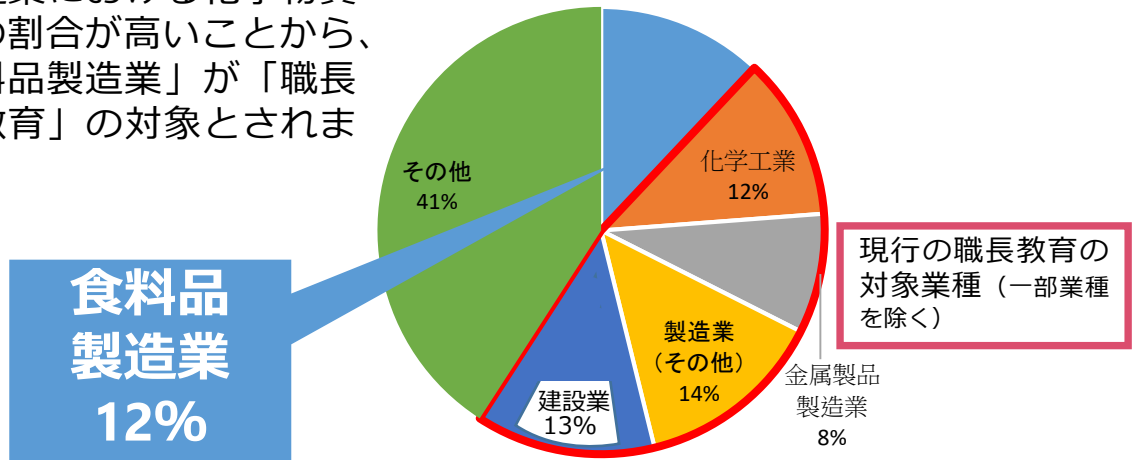
※食料品製造業のうち、うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業は、すでに職長等安全衛生教育の対象となっています。

・ 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

Q.「全ての食料品製造業」に拡大したのは、なぜ？

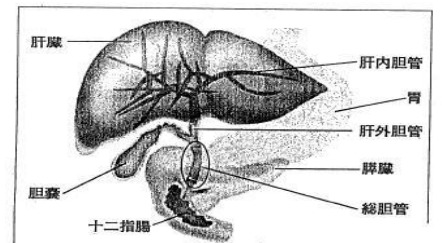
A.食料品製造業における化学物質による災害の割合が高いことから、「全ての食料品製造業」が「職長等安全衛生教育」の対象とされました。

平成30年における化学物質の災害件数



Q.「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が追加されたのは、なぜ？

A.平成24年3月に大阪府内にある印刷事業場の労働者が化学物質の使用により胆管がんを発症するなど、印刷関連業務における災害が発生していることから、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が「職長等安全衛生教育」の対象に追加されました。



「産業保健21」2012年10月号

Q.「職長」とは？

A.「職長」とは、事業場で部下の作業員を直接指揮監督し、作業の安全確保・遂行に責任を持ち、第一線において「安全」を実現する監督者のことです。班長、作業長などとも呼ばれ、「安全のキーパーソン」と言われています。



「職長等安全衛生教育」の実施機関一覧表

名称	郵便番号	事務所所在地	電話番号
中央労働災害防止協会 近畿安全衛生サービスセンター	550-0001	大阪市西区土佐堀2-3-8	06-6448-3450
(公社)大阪労働基準連合会 本部	540-0033	大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館4階	06-6942-7401
(公社)大阪労働基準連合会 大阪中央労働基準協会支部	540-0028	大阪市中央区常盤町2丁目1-12 関西労働衛生ビル7階	06-6941-3773
(一社)大阪南労働基準協会	557-0044	大阪市西成区玉出中2-11-4	06-6656-3443
(公社)大阪労働基準連合会 天満労働基準協会支部	530-0035	大阪市北区同心1-8-4 飯野ビル2階	06-6358-2749
大阪西労働基準協会	551-0031	大阪市大正区泉尾1-27-16 大正産業会館2階	06-7652-8221
(一社)西野田労働基準協会	554-0012	大阪市此花区西九条5-3-60	06-6462-4451
(一社)淀川労働基準協会	533-0013	大阪市東淀川区豊里2-24-2 東淀川産業会館2階	06-6195-3992
(一社)東大阪労働基準協会	577-0809	東大阪市永和1-6-16	06-6723-3450
(一社)岸和田労働基準協会	596-0073	岸和田市岸城町23-17	072-431-0321
堺労働基準協会	590-0063	堺市堺区中安井町3丁4-11 2階	072-233-5396
(公社)大阪労働基準連合会 北大阪労働基準協会支部	573-0023	枚方市東田宮1-6-4	072-846-2173
(一社)和泉大津地区労働基準協会	595-0024	泉大津市池浦町1-5-6	0725-32-0668
(公社)大阪労働基準連合会 茨木労働基準協会支部	567-0881	茨木市上中条2-5-37 すばるビル301	072-622-8487

「職長等安全衛生教育」を担当する講師養成講座【RST講座(一般コース)】の実施機関

名称	郵便番号	事務所所在地	電話番号
中央労働災害防止協会 大阪安全衛生教育センター	586-0052	河内長野市河合寺423-6	0721-65-1821

実施内容等の詳細は、直接、掲載されている機関にお問い合わせください。